

# 福井県立アーチェリーセンター個人利用規程

福井県アーチェリー・クライミング振興協議会

## (目的)

第1条 この規程は、本施設でアーチェリーを行射する際の危険を予防するため、個人で本施設を利用する際のマナー・ルールを定め、もって安全かつ快適な施設環境の提供を実現することを目的とする。

## (利用許可要件)

第2条 本施設を個人で利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、本施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に福井県立アーチェリーセンター個人利用許可申請書（様式第1号）および誓約書（様式第2号）を提出し、指定管理者から福井県立アーチェリーセンター個人利用許可証（様式第3号）（以下「許可証」という。）を交付された者とする。

- (1) 公益社団法人全日本アーチェリー連盟（以下「全ア連」という。）または一般社団法人日本身体障害者アーチェリー連盟（以下「日ア連」という。）が発行する有効な会員証およびグリーンバッジ以上のスターバッジを所持する者
- (2) 第6条の規程による認定試験において、別表第1で定める点数以上の成績をあげた者
- (3) 上記に関わらず、許可証を持たない者または中学生以下の利用は、日本スポーツ協会公認アーチェリー指導者（コーチ1以上）または全ア連が発行するスターバッジを所持する県協会員（以下「指導者」という。）の指導監督下において、指導者の指示する射距離で利用することができる。ただし、当該年度の国民スポーツ大会（以下「国スポ」という）選手および国スポ強化指定選手・国スポ強化指定候補選手（以下「国スポ選手等」という。）は、この限りではない。

## (優先レーンの利用)

第3条 国スポ選手等優先レーン（以下「優先レーン」という）は、許可証を所持する者のうち、当該年度の国スポ選手等および第6条の規程による認定試験に別表第2で定める点数以上の成績をあげた者がその資格取得日より1年間に限り利用できる。

2 指定管理者は、優先レーンの利用について指導監督し、優先レーン利用者の名簿について管理する。

## (許可証)

第4条 指定管理者は、許可証を交付した者の名簿を作成し、個人情報保護方針に基づき管理する。

2 許可証は、本施設の利用時に指定管理者に提示するものとする。

(許可証の内容変更)

第5条 個人利用許可の申請内容に変更がある場合は、速やかに内容変更の申請をしなければならない。

(認定試験)

第6条 認定試験は、指定管理者が毎年6月、9月に実施する。ただし、他試合において事前に試験希望を申し出た者がいる場合はこの限りでない。

2 認定試験は、リカーブ、コンパウンド、ベアボウのうち、本施設で行射を希望する弓種で実施する。

3 試験結果の判定は、指定管理者が行う。

4 その他認定試験の実施に当たり必要な事項は、福井県スポーツ課と協議の上、指定管理者が別に定める。

(安全講習会)

第7条 安全講習会は、指定管理者が11月または12月の土曜日または日曜日に実施する。ただし、受講希望者がいない場合はこの限りでない。

2 許可証を授与された者は、安全講習会を毎年度1回受講することが望ましい。

3 その他安全講習会の実施に当たり必要な事項は、福井県スポーツ課と協議の上、指定管理者が別に定める。

(危険行為等への対応)

第8条 指定管理者は、許可証所持者の行射においてその行射が安全でないと判断した場合または利用者の行為が本施設の秩序を乱す行為であると判断した場合は、その行為を中止させ、および当該行為を是正させることができる。

2 指定管理者は、著しく危険が伴う行為（全日本アーチェリー連盟が定める安全マナーに反する行為等）または著しく本施設の秩序を乱す行為に対して是正指示を行った場合、福井県スポーツ課に報告する。

3 指定管理者は、前項の行為を繰り返す利用者に対し、利用許可を取り消す旨をあらかじめ告知する。その告知に従わず再度前項の行為を行った場合には、利用許可を取り消すことができる。

(アーチェリー場の利用方法)

第9条 個人利用者は、誓約書に記載するルール・マナーを遵守しなければならない。

- 2 弓具は、許可証に記載された種目による利用が安全に行われる弓具とし、許可証に記載された種目以外の行射は禁止する。
- 3 事故が発生した場合は、速やかに指定管理者に報告するとともに、現場において必要な対応を図らなければならない。
- 4 福井県立体育施設の設置および管理に関する条例により夜間料金徴収対象となる午後5時以降については、雨天練習場または優先レーン等練習用照明設備設置箇所のみ使用できる。ただし、午後5時時点で日没となっていない場合は日没まで使用できる。
- 5 優先レーン北隣の長距離射場3レーン6的分については、安全対策上通常利用できないが、以下の場合にのみ利用できるとする。
  - ① アーチェリー場を競技会等で専用している場合。
  - ② 国スポ強化のための練習会等で国スポ選手等優先レーンと予約不可レーン(国スポ選手等優先レーンから3レーン)を一体的(同時矢取り)に使用する場合。
  - ③ 使用可能レーンがすべて使用されている状況下において優先レーン使用者の同意のもとで、優先レーン使用者の行射および矢取りに合わせることができるとする。
- 6 アーチェリー場長距離射場の雨天練習場側(北側)2レーン4的分については安全対策上通常利用できないが、以下の場合にのみ利用できるとする。
  - ① アーチェリー場を競技会等で専用している場合。
  - ② 使用可能レーンがすべて使用されている状況下において、雨天練習場が使用されていない場合。(②に基づき施設を利用している際、雨天練習場の利用希望があれば、長距離射場側のシューティングラインの延長線上で行射することは可能とする。)
- 7 雨天練習場の的については畳1枚を1的分のスペースとして利用すること。
- 8 12月から2月における長距離射場の利用は、積雪時においてロスト矢の発見が難しくなるため積雪がない場合のみ利用可能とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 2 この規程は、令和6年7月1日から施行する。

## 別表第1（第2条関係）

種別	90m以内 行射資格
すべての弓種	アウトドア 200点以上（30m36射）

## 別表第2（第3条関係）

種別	70m以内 行射資格
すべての弓種	550点以上 （リカーブ：70m72射） （コンパウンド・ベアボウ：50m72射）

第1号様式（第2条関係）

福井県立アーチェリーセンター個人利用許可申請書

令和 年 月 日

指定管理者様

住 所

氏 名

T E L

私は、下記1のとおり、福井県立アーチェリーセンターの個人利用規程第2条に定める行射資格を充たしていますので、同条に定める誓約書を提出するとともに、福井県立アーチェリーセンターにおける個人利用資格の許可を申請します。

1 充足する要件（該当する番号に○を付けること。）

- (1) 公益社団法人全日本アーチェリー連盟（以下、「全ア連」という。）または一般社団法人全日本身体障害者アーチェリー連盟が発行する有効な会員証およびグリーンバッジ以上のスターバッジを所持している。

[会員証番号 バッジ名および番号 ]

- (2) 指定管理者が実施する認定試験において、福井県立アーチェリーセンター個人利用規程別表第1に定める点数以上の成績をあげている。

[主催者 点数 ]

※主催者および点数が確認できる書類を添付すること。

- (3) 当該年度の国スポ選手および国スポ強化指定選手・国スポ強化指定候補選手（以下、「国スポ選手等」という）である。

[カード番号 ]

※認定証またはそれに準ずる書類の写しを添付すること

2 行射種目

申請する行射種目の番号を丸で囲み距離を記入すること

① リカーブ 90m 以内 ②コンパウンド 90m 以内 ③ベアボウ 90m 以内

- 3 国スポ選手等優先レーンの利用許可を求めるものは、その条件を満たす証拠書類の写しを添付すること。

添付書類：本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証、学生証など顔写真付きのもの）

第2号様式（第2条関係）

誓約書

私は、福井県立アーチェリーセンターを利用するに当たり、指定管理者の指示に従い、福井県立アーチェリーセンター個人利用規程および下記のルール・マナーを遵守することを誓います。

これらに違反した場合、または指定管理者の是正指示に従わなかった場合は、利用の中止、その他の処分に従います。

令和 年 月 日  
署名 \_\_\_\_\_

福井県立アーチェリーセンターを利用するに当たってのルール・マナー

- 1 全日本アーチェリー連盟競技規則に定める安全規程を遵守する。
- 2 アーチェリー場内での飲酒、指定場所以外での飲食（水分補給は除く。）および喫煙は禁止する。酒気を帯びた状態での入場も禁止する。
- 3 50mを超える距離の行射は133cm正方形大壘と120cm的を使用する。
- 4 的等の準備・片付けは利用者が行い、利用後は必ず元の場所に戻す。
- 5 他の者の迷惑となる行為（大きな声で話す、矢の引き分け中にその者に話しかける等）をしない。
- 6 ビデオやカメラでの撮影は、映り得る他の者の了解を得たうえで行う。
- 7 利用者の不注意によって発生した事故の責任は、その原因者が負う。
- 8 利用者の私物の管理は、利用者が責任を持って行う。
- 9 附属屋を含む施設の整理整頓を心掛け、共用物は丁寧に扱う。
- 10 雨天練習場において6人を超える人数が入場した場合は、お互い譲り合い利用する。
- 11 夜間料金徴収対象となる午後5時以降については雨天練習場または国スポ選手等優先レーンなどの練習用照明設備設置箇所のみとする。ただし午後5時時点で日没となっていない場合は日没まで使用できる。
- 12 ごみが発生した場合は、その原因者が持ち帰り処分する。
- 13 この文書に記載のない安全管理上必要なことは、指定管理者の指示に従う。

第3号様式（第2条関係）

（表）

55mm

福井県立アーチェリーセンター個人利用許可証

許可番号 \_\_\_\_\_

行射種目 リカーブ・コンパウンド・ベアボウ 90m以内

氏名 \_\_\_\_\_

90mm

（裏）

55mm

注意事項

1 施設利用中は常に携帯すること  
2 他人に貸与または譲与しないこと  
3 福井県立アーチェリーセンター個人利用規程を遵守すること  
4 行射距離・行射方法を含む各種安全管理に十分注意すること  
5 事故が起きたときは直ちに指定管理者に報告すること

年 月 日

福井県アーチェリー・クライミング振興協議会 印

90mm